

報 告 第 1 7 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成24年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成24年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						分担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	金栄大橋水管橋架設工事	円 54,962,600	円 -	円 54,962,600	円 -	円 54,962,600	円 -	円 -	周辺住民との協議による 工期延長
		船木高祖配水管布設工事(そ の2)	28,565,000	-	28,565,000	-	28,565,000	-	-	関連工事の遅延による 工期延長
		落神橋配水管布設替工事	9,850,000	-	9,850,000	-	9,850,000	-	-	関連工事の遅延による 工期延長
		萩生鶴居団地配水管布設替 工事	10,977,000	-	10,977,000	-	10,977,000	-	-	周辺住民との協議による 工期延長
		中村松木配水管布設替工事 (中村松木汚枝第1工区)	7,450,000	-	7,450,000	5,070,000	2,380,000	-	-	関連工事の遅延による 工期延長
		中村配水管布設替工事(雨第 1工区)	14,703,000	-	14,703,000	10,834,000	3,869,000	-	-	関連工事の遅延による 工期延長
		中村配水管布設替工事(雨第 2工区)	6,780,000	-	6,780,000	4,227,000	2,553,000	-	-	関連工事の遅延による 工期延長
		吉岡町配水管布設替工事(雨 第2工区)	5,810,000	-	5,810,000	5,613,000	197,000	-	-	関連工事の遅延による 工期延長
		船木配水管布設替工事(池田 汚枝第7工区)	4,851,000	-	4,851,000	3,650,000	1,201,000	-	-	関連工事の遅延による 工期延長
合 計			143,948,600	-	143,948,600	29,394,000	114,554,600	-	-	